

吸收合併に係る事後開示書面

(会社法第 801 条第 1 項及び会社法施行規則第 200 条に定める書面)

2024 年 11 月 11 日

株式会社デザインワン・ジャパン

2024年11月11日

株式会社デザインワン・ジャパン
東京都新宿区新宿二丁目16番6号
代表取締役 高畠 靖雄

吸収合併に係る事後開示書面

当社は、2024年8月30日付で当社とオコマリ株式会社（以下「オコマリ」といいます）との間で締結した吸収合併契約に基づき、2024年10月31日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、オコマリを吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」といいます）を実施いたしました。

本合併に関する会社法第801条第1項及び会社法施行規則第200条に定める事項は、下記のとおりです。

記

1. 吸収合併が効力を生じた日（会社法施行規則第200条第1号）

2024年10月31日

2. 吸収合併消滅会社における会社法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過並びに第785条、第787条及び第789条の規定による手続の経過（会社法施行規則第200条第2号）

（1）株主の差止請求手続について（会社法第784条の2）

吸収合併消滅会社であるオコマリは、当社の完全子会社であったため、株主の差止請求について該当事項はありません。

（2）反対株主の株式買取請求手続について（会社法第785条）

吸収合併消滅会社であるオコマリは、当社の完全子会社であったため、反対株主の株式買取請求について該当事項はありません。

（3）新株予約権買取請求手続について（会社法第787条）

オコマリは新株予約権を発行しておりませんので、該当事項はありません。

(4) 債権者異議手続について（会社法第 789 条）

オコマリは、会社法第 789 条第 2 項及び第 3 項の規定により、2024 年 9 月 17 日付の官報公告において、債権者に対し、本合併に対する異議申述の公告を行いましたが、異議申述期限までに債権者からの異議の申出はありませんでした。

3. 吸収合併存続会社における会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過、並びに第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過（会社法施行規則第 200 条第 3 号）

(1) 反対株主の差止請求手続について（会社法第 796 条の 2）

本合併は、会社法第 796 条第 2 項の規定に基づく簡易合併であるため、反対株主の差止請求手続は行っておりません。

(2) 反対株主の株式買取請求手続について（会社法第 797 条）

本合併は、会社法第 796 条第 2 項の規定に基づく簡易合併であるため、反対株主の株式買取請求手続は行っておりません。

(3) 債権者異議手続について（会社法第 799 条）

当社は、会社法第 799 条第 2 項及び第 3 項の規定により、2024 年 9 月 17 日付の官報公告および 2024 年 9 月 20 日付の電子公告において、債権者に対し、本合併に対する異議申述の公告を行いましたが、異議申述期限までに債権者からの異議の申出はありませんでした。

4. 本合併により吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第 200 条第 4 号）

当社は、本合併の効力発生日をもって、合併契約に基づき、オコマリの資産、負債その他の権利義務の一切を承継しました。

5. 会社法第 782 条第 1 項の規定により吸収合併消滅会社が備え置いた書面に記載された事項（吸収合併契約の内容を除く。）（会社法施行規則第 200 条第 5 号）

別紙のとおりです。

6. 会社法第 921 条の変更の登記をした日（会社法施行規則第 200 条第 6 号）

2024 年 11 月 11 日

7. 前各行に掲げるもののほか、吸収合併に関する重要な事項（会社法施行規則第 200 条第 7 号）

当社は、会社法第 796 条第 2 項の規定に基づき、本合併契約について会社法第 795 条第 1 項に定める株主総会の承認を得ず本合併を行いました。

なお、会社法第 796 条第 3 項の規定に基づき本合併に反対する旨を通知した当社の株主はいませんでした。

以上

別 紙

吸收合併に係る事前備置書面

オコマリ株式会社

2024年9月17日

2024年9月17日

オコマリ株式会社
東京都新宿区新宿二丁目16番6号
代表取締役 齊藤 祐輔

吸収合併に係る事前開示書面

当社は、2024年8月30日付で当社と株式会社デザインワン・ジャパン（以下「デザインワン・ジャパン」といいます）との間で締結した吸収合併契約に基づき、2024年10月31日を効力発生日として、デザインワン・ジャパンを吸収合併存続会社、当社を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」といいます）を行うこととしました。

本合併に関する事項は以下のとおりです。

1. 吸収合併契約の内容（会社法第782条第1項）

2024年8月30日付で当社とデザインワン・ジャパンとの間で締結した吸収合併契約書は、別紙1のとおりです。

2. 合併対価の相当性に関する事項（会社法施行規則第182条第1項第1号）

完全親子会社間での合併につき、合併対価の交付はありません。

3. 合併対価について参考となるべき事項（会社法施行規則第182条第1項第2号）

該当事項はありません。

4. 吸収合併に係る新株予約権の定めの相当性に関する事項（会社法施行規則第182条第1項第3号）

該当事項はありません。

5. 計算書類等に関する事項（会社法施行規則第182条第1項第4号、第6項）

【吸収合併存続会社】

（1）最終事業年度に係る計算書類等の内容

デザインワン・ジャパンは、有価証券報告書を関東財務局に提出しています。

最終事業年度に係る計算書類等については、金融証券取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）によりご覧いただけます。

（2）最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等

該当事項はありません。

(3) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

【吸収合併消滅会社】

(1) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

6. 吸収合併が効力を生ずる日以後における吸収合併存続会社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第182条第1項第5号）

本合併の効力発生日後のデザインワン・ジャパンの資産の額は、負債の額を十分に上回ることが見込まれます。また、本合併の効力発生日以後のデザインワン・ジャパンの収益状況およびキャッシュフローの状況について、デザインワン・ジャパンの債務の履行に支障を及ぼす事態の発生は、現在のところ予測されておりません。したがって、本合併の効力発生日後におけるデザインワン・ジャパンの債務については、履行の見込みがあるものと判断いたします。

以上



合併契約書

株式会社デザインワン・ジャパン（以下「甲」という。）とオコマリ株式会社（以下「乙」という。）とは、以下のとおり合併契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（存続会社及び消滅会社）

甲と乙は、甲を合併存続会社、乙を合併消滅会社として合併（以下「本合併」という。）し、甲が乙の権利義務の全部を承継して存続し、乙は解散する。

第2条（無対価合併）

本合併は、完全親会社である甲と完全子会社である乙との合併であることから、無対価合併とし、甲は、本合併に際し、乙の株主に対して普通株式その他の株式を割当交付せず、乙の株式は、効力発生日に消滅することとする。

第3条（増加すべき資本金及び準備金等）

本件は無対価合併より、甲が合併により資本金等は増加しない。

第4条（合併の効力発生日）

本合併の効力発生日は2024年10月31日とする。ただし、合併手続の進行上必要がある場合、甲及び乙が協議の上、これを変更することができる。

第5条（会社財産の引継ぎ）

乙は、2024年10月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに効力発生日までの増減を反映した一切の資産、負債及び権利義務その他の法律関係を、本合併の効力発生日に甲に引き継ぐ。

第6条（従業員）

甲は、第5条の効力発生日における乙の従業員を承継する。なお、勤続年数は、乙の計算方式による年数を通算するものとし、その他の細目については甲及び乙が協議して決定する。

第7条（合併承認）

1 甲及び乙は、本合併は、甲にとって簡易合併、乙にとって略式合併の要件を満たすこ

とを相互に確認する。

- 2 甲は、2024年8月30日に取締役会を開催し、本契約書の承認及び本合併に必要な事項に関する決議を行う。
- 3 乙は、2024年8月30日にまで、本契約書の承認及び本合併に必要な事項について取締役の承認を得ることとする。
- 4 前2項について、甲及び乙は、合併手続進行上の必要性その他の正当事由があるときは、甲及び乙が協議の上、日程を変更することができる。

第8条（善管注意義務）

甲及び乙は、本契約締結後効力発生日に至るまで、善良な管理者の注意をもってその業務の執行及び財産の管理、運営を行い、その重要な財産又は権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、あらかじめ甲及び乙が協議の上、これを行う。

第9条（本契約の効力）

本契約は、第8条に定める甲及び乙の合併承認取締役会の承認又は法令に定める関係官庁等の承認が得られないときは、その効力を失う。

第10条（合意管轄裁判所）

各当事者は、本契約に関する一切の紛争につき、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

第11条（誠実協議）

本契約に定めのない事項又は本契約の各条項の解釈に疑義が生じたとき、甲及び乙は、誠意をもって協議し速やかに解決をはかるものとする。

本契約締結の証として本書1通を作成し、甲乙記名押印の上、甲が保管し、その写しを乙が保有する。

2024年8月30日

甲：東京都新宿区西新宿7-5-25

株式会社デザインワン・ジャパン
代表取締役社長 高畠 靖雄



乙：東京都新宿区西新宿7-5-25

オコマリ株式会社
代表取締役 齋藤 祐輔

